

2014年(平成26)年 金沢大学法学類入学者選抜試験(後期日程)

小論文問題、出題趣旨及び講評

(2014年3月12日9時30分～11時30分実施)

問題

次頁以下の文章は、新堂幸司『司法改革の原点』(有斐閣、2001年、135頁から141頁)を一部修正・省略の上引用したものである。よく読んで、次の問いに答えなさい。

問1 著者が下線部①のように考えているのはなぜか。200字以内で説明しなさい。

問2 下線部②の判決において、裁判所がKさんの主張を退けたのはなぜだと著者は考えているのか。500字以内で説明しなさい。

問3 本文全体を通じて、著者は下線部③の対立・紛争を最後に決着させるものは何であると考え、また著者はなぜそのように考えたのか。500字以内で述べなさい。

問4 下線部④において著者は、手続あるいは手続保障の思想の重要性を説いているが、多数の利害関係者の多様な考え方を吸い上げ結論に反映させるには、どのような手順と配慮が必要か。具体例を挙げながら、あなたの考えを800字以内で述べなさい。

【問1について】

<出題の趣旨>

課題文を正確に読解するとともに、それを問いの内容に即して的確かつ正確な文章で要約して表現することができるかを問う。

<解答例>

理科系の学問を志す人のように、より簡単な解答方式を発見することを大事なことと考える人にとって、結果が正しければそこに至る道程は限りなく簡単であるのが望ましい理想である。これに対して法律家は結果の当否だけでなく手続ルールを踏んで出された結論を正しいと考え、結論に至る道程を重視するので、法律家の考え方は面倒という印象を与えるから。(166字)

<講評>

法務に携わる者と、そうでない人との考え方の違いを対比して、両者の間にどのようなずれがあるかを読み取ることが重要である。単に、「法務に携わる者は、このような考え方をするから」というだけでは、解答として十分とは言い難い。なお、設問では「なぜか」という問いがなされているのであるから、これに対応させて、その理由を答えていることが答案上に表れていなければならないが、理由を答えているとは言い難い答案が散見された。

### 【問2について】

#### <出題の趣旨>

長文から著者の論理を要約する能力を問う。

#### <解答例>

4つの理由があると考えられる。第一に、新電気供給規程による料金の定めは不当であり東電と自分との契約内容としては容認できないという原告の主張は、電気事業者と需要者のすべての供給契約に適用される電気事業法の趣旨からみて認められない。第二に、値上げは予め定められた手続を踏んで決められたという東電側の手続履践の重みは何ともできず、東電がある政党に政治献金をしておきながら電気料金を値上げするのは不都合とする原告の主張は、法律論として主張するのは難しい。第三に、公聴会等値上げを定める手続の不合理性、消費者の意見を十分に反映していない等、手続自体に対する原告の批判は可能だが、それは今後の政治課題、立法論であり、手続に従って値上げが決まった以上、原告の主張は法律的には無理である。第四に、東電側は説明会で原告らが納得いくまで話し合うと約束したのに訴訟に訴えたのは心外だと原告は言うが、東電は法律に従って定めた値上げ分を請求する権利まで放棄したとみることはできない。以上の理由から裁判所は原告の主張を退けたと著者は考えている。(460字)

#### <講評>

「裁判所がKさんの主張を退けた」理由を問う問題である。解答は、著者自身の言葉で書けばよいにもかかわらず、無理に自分の表現でまとめる解答が見られた。また、解答例に挙げたように、理由は4点に要約できるが、多くの解答が一部のみを記述するものであった。「なぜだと著者は考えているのか」という問題文を正確に読み、漏らさず記述することが重要である。

### 【問3について】

#### <出題趣旨>

下線部③部分にいう、紛争を最終的に解決する手段について、著者がそれを何であると考えているのか、また著者がどのような理由からそう考えているのかを文章中から正確に

読み取ることができるかを問う。

<解答例>

対立・紛争を最後に決着させるものは、予め定めた手順・手続に従って結論を出し、一旦出された結論に多少の不平不満があっても、皆で尊重しようという英知である。このような手順・手続には、具体的に「一番力の強いものに従う」、「長老の意見に従う」等の原始的な方法、または多数決等様々な方法があるが、現代の民事訴訟制度は最も精緻で、人類の歴史の英知の結晶として誇れるものである。著者はその理由として、民事訴訟制度においては、対立する人々の間で結論を出すために利害関係者の参加をいかにして確保しその意見を反映させるために踏むべき手順が徹頭徹尾考えられ、また関係者が手続に主体的に参加し意見を十分に戦わせることができるようにし、その上で公平な第三者によって一定の結論が出されたときには、その結果に参加者は責任をもって従うという「デュー・プロセス」または「手続保障論」の思想が民事訴訟制度を貫いていることを挙げている。

(398字)

<講評>

まず、著者は最終的紛争解決として、手続の重要性を指摘していることを明確にする必要がある。次いで、著者が手続きを重要と考える理由、すなわち、どのような紛争であれ、それを最終的に解決するためには、結論に対して紛争当事者の全員が納得できるような過程、すなわち手続が不可欠であり、このような手続を欠いた場合、紛争はいつまでも最終的な結論に至らないと著者が考えていることを明示する必要がある。

【問4について】

<出題趣旨>

手続保障の思想を考慮しながら多数の利害関係者の多様な考え方を踏まえて結論を出すための手順と配慮は具体的にいかなる局面で必要になるかを、問題文の全体を参考としながら、主体的に考える力を問う。同時に、実際の社会や政治に対して日常的に関心を持っているかどうかを問う。

<解答例>

多数の利害関係者の多様な考え方を吸い上げ結論に反映させるには、先ず、社会に様々な考え方の人がいて、何が正しいと考えるかについて多様な意見の持ち主がいることを前提とする必要がある。そこで、何が正しい答えかを誰がどのように決めるのかを最初に考える必要がある。人間は異なる意見をまとめるための手順・手続を学習することを通じて社会生活を営んできたので、手順・手続を大切にしなければならない。手順・手続には、「長老の意見に従う」、「神のお告げを聞く」等の原始的な方法、多数決等様々な方法があるが、

現代の民事訴訟制度はその最も精緻なものである。しかし、精緻に作られた訴訟制度でさえ原告被告の形で両極に対立する利害・紛争を解決するには適しているが、電気料金の決定のように多数の人に利害が複雑に絡み合い、その解決の結果が社会全体の人々に影響する問題の場合には、必ずしも適切な手段ではない。この公共料金の決定手続をどのように改善するかは、今後も重要な基本問題であるが、この問題の場合にも手続保障の視点が重要視されるべきである。手続保障の思想は考え方も違う、生き方も違う、価値観も違う様々な人々が、それぞれの存在とその意見を尊重しつつ、トラブルなしに、仮にトラブルが生じてこれを納得するように解決しながら、皆が平和に暮らしていくための大切な道具であり、先人が伝えてくれたかけがえのない遺産である。具体的には、例えば裁判の際に、原告被告が直接に争う前段階の手続として、和解手続のようなものを導入する試み、裁判手続の祭にも原告被告が単に正面から争うのではなく、裁判官ができるだけ両者の話し合いで決着をつけるべく和解を積極的に推奨する等の方法が考えられる。また、多数決で決する場合には、賛成派と反対派の間で可能な限り一致点を見出すよう話し合いをし、これが不可能な場合に最後に決を取ることが望ましい。(780字)

<講評>

手続保障の重要性あるいはこれを担保する具体的手順・手続についての著者の見解を理解して記述していない解答、適切な具体的事例を取り上げていない解答が相当数見受けられ、また答案が全体として首尾一貫していないケースが散見された。また、問題文を離れて必ずしも適切ではない具体的事例を挙げる答案が相当多く見られた。

以上